

第198回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和7年3月24日

神戸運輸監理部

[第198回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和7年3月24日(月) 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者  
(公益委員) 湊部会長、櫻庭委員、石黒委員、寺尾委員  
(労働者委員) 浦委員(Web)、和田委員、中野委員  
(使用者委員) 南委員(Web)、加藤委員、山中委員  
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長  
熊澤海上安全環境部調整官  
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
  - (1) 管内の雇用状況等について
  - (2) 船員に関する特定最低賃金の改正について
  - (3) その他
5. 閉 会

## [ 議 事 概 要 ]

### 海事振興部次長

定刻となりましたので、第198回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。湊部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

### 部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

### 海事振興部次長

本日は使用者・南委員並びに労働者・浦委員がオンラインでご参加いただいていることも含めて、委員の皆さま全員にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。

- ・議事次第
- ・資料1 第197回神戸船員部会議事録（案）
- ・資料2 神戸管内の船員職業紹介等実績（2月分）
- ・資料3 全国の船員職業紹介実績一覧表（1月分）
- ・資料4 船員最低賃金関係資料
- ・神戸船員部会（第200回～第203回）開催日程（案）
- ・神戸船員部会情報

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

### 部会長

それでは議事に入ります。

最初に、第197回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配布しております、「資料1」の議事録をご確認ください。

（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

### 部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題（1）の「管内の雇用状況等について」について、船員労政課長から説明をお願いします。

## 船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について、簡単にご説明いたします。

2月期の新規求人件数は21件で、前月差▲6件、前年同月差▲4件、月間有効求人件数は71件で、前月差▲21件、前年同月差▲26件でした。

新規求職件数は6件で、前月差▲5件、前年同月差▲3件、月間有効求職件数は21件で、前月差▲2件、前年同月差▲9件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は44.8歳、月末有効求職者の最高年齢は68歳で、1月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は3件、求職側から見た成立件数は0件でした。

詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に2月の月間有効求人倍率は3.38倍で、前月比▲0.62ポイント、前年同月比では+0.15ポイントでした。

続いてページ数2ページ目、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。新規求人21件の内訳をご報告します。

職員が18件、部員が3件、船種別では、液化ガスばら積み船、ガット船、タンカー船、セメント船を含む貨物船が14件、旅客船が2件、ハーバータグを含むその他船舶が5件でした。

甲機別では、甲板部の求人が12件、機関部の求人が9件でした。

次に、新規求職者6名の内訳をご報告します。

職員が5名、部員が1名、船種別では、ガット船を含む貨物船が5名、旅客船を希望する方が1名でした。

甲機別では、甲板部が6名、機関部を希望される方は0名でした。

年齢構成としては、30歳未満が0名、30歳代が1名、40歳代が5名、50歳代が0名、60歳以上は0名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、自己都合が3名、会社都合が1名、乗船中（在職中）の方が2名おられました。

5ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者が5名、2月中の新規受給者は3名で、合計8名の方に基本手当として、1,390,815円を支給しました。

8名中、1名は就職され、月末現在受給者は7名となります。

下段に記載があります就職促進給付については、就職が決まった1名の方に1,454,862円を支給、高年齢求職者給付については、1月29日に申請があった方に308,150円を支給し、合計3,153,827円を支給しております。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の1月分の実績は、新規求人件数が1,288件、新規求職件数が251件、有効求人倍率は4.99倍で、前月比▲0.66ポイントでした。  
簡単ではありますが、説明は以上になります。

#### 部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

#### 公益委員

今回、成立一覧表の中に、求職者の方が、53歳の方、61歳の方、63歳の方となっているのですが、4ページです。陸のほうでは年齢差別という問題があつて、高齢者が嫌いなわけじゃないですけど、年齢層の低い人、若い人を好むことによって高齢の人がなかなか採用されにくいのがあるのですが、海のほうでは年齢差別というか、高齢者のほうが不利ということはなさそうですかね。

#### 船員労政課長

陸ほどではないと思います。やはり経験値があるなどで重宝される方もおられると思います。

#### 公益委員

機械化が進むと経験値はあまり意味がなくなってきて、高齢者の価値が下がることがあるらしいですけど、海の世界ではまだ経験値。

#### 船員労政課長

ここ何年かで、機械化は進んでいるかと思うのですが、経験値が必要ないところまでには至ってないと思われます。

#### 公益委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 部会長

個人的な感覚としては、船のところでは、技術が進んだ、進化だと新しいことを言えば言うほど、経験値が必要になってくるような気もしています、感覚的には。

#### 公益委員

確かに機械化が進んだ後の人たちは、経験に頼っていたときの勘みたいなのがなく業務に従事してしまうので。すみません、勝手な思い込みで語っていますが。そうすると、逆に経験値がすごく重要に今後なってくるのかもしれないです、もし機械化が進んだら逆に。

部会長

そうですね。機械化の進み方に多分、各業界いろんな特徴があるような気はするんです。たまたま航海科の教員やっていると、レーダー、電子海図がどんどん進んできて便利になってはきていますが、若い学生さんがそれを使いこなして、正解を出すかという逆で、経験者のほうが、これ怪しいねと見ているような気もするんです。使い方に、まだ何かあるような気がしています。

公益委員

分かりました。ありがとうございます。

部会長

ほか、よろしいでしょうか。

労働者委員

ここではないですけど、失業保険の関係で、船員が失業給付申請する場合、海上職を希望するときはこちらで申請して、陸上職希望はハローワークの方へ申請すると思いますが、例えばハローワークへ申請していても、途中でこちらへの切り替えは可能ですか。その場合は何か特別な申請等は必要ですか。

船員労政課長

間違った回答をしてもいけないので、次回の船員部会で回答させていただいてよろしいですか。

労働者委員

そうですか。

海事振興部次長

詳細は今、説明できませんけれども、そういったこと切り替えはできます。

労働者委員

それは可能だということで、手続関係については、次回で。

海事振興部次長

詳細は、今、手元に資料がございませんので。

労働者委員

途中変更が可能ということは、反対にこちらからハローワークへの変更も同じと

ということですね。

海事振興部次長

もちろん窓口同士で話し合うというつなぎもしないといけないと思いますが、  
手続することは可能。

労働者委員

それって、具体的に額とかは変わったりするのですか。

海事振興部次長

それこそ、私も資料がないのであれですけど、額が変わることはないとは思いま  
す。失業された方に対して必要な事項が全て書いてある資料を最初にお渡ししてご  
説明する際、ハローワークと同じ資料を使っています。

使用者委員

併願ってできないですか。ハローワークでも申請するし、求職するし、こちらの  
海の監理部でも求職するのは。

労働者委員

失業手当の認定日の話でしょう。

使用者委員

そうなんですか。

労働者委員

陸上で認定もらうのか、海上で認定もらうのかの話になるので。

海事振興部次長

認定ももちろんどちらかでしか受けられないですけど、求職票自体は出せます。

船員労政課長

求職票は出せます。

労働者委員

失業給付の話でしょ。

海事振興部次長

失業給付の手続はどちらかでしかできません。

労働者委員

そうですね。

労働者委員

認定をもらわないといかんから、給付には。

労働者委員

給付の認定はどちらか1か所で、陸上のほうを希望するか、求職票自体はどちら  
も出せるということですね。

海事振興部次長

求職票自体は、どちらにも提出できます。

労働者委員

認定されたところで給付を受けて、途中で変わることもできると。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

手続については、次、説明いただけるということですね。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

分かりました。

部会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

部会長

ほかにないようでしたら、議題（２）、船員に関する特定最低賃金の改正について、事務局から説明をお願いします。



海事振興部次長

では、資料4、船員最低賃金関係資料、審議状況をご覧ください。船員最低賃金の改正に係る全国の審議等状況の最新版、3月10日付けが最新版になっています。

前回の船員部会以降の変更部分を赤字にて記載しております。ご覧いただいておりますとおり、多くの地域で決定公示と効力発生日が確定いたしました。北海道、沖縄では3月中に効力が発生し、その他の地域は4月以降となります。東北、中部がまだ空欄になっておりますけど、3月10日時点の資料ですから、間もなく公示、確定するものと思われま

す。神戸の最低賃金の公示は、本日3月24日付けの官報に掲載されましたので、効力が発生するのは4月23日からとなり、前回部会までの見込みとして申し上げていた時期よりも少し遅くなっております。監理部では官報公示日を調整することができませんので、このような結果になりましたが、ご理解いただければと思います。

なお、本日以降、神戸運輸監理部管内の関係先への最賃改正額に関する周知文書の送付やホームページ掲載情報の更新、窓口でのご案内を行ってまいるところでございます。

以上です。

部会長

先ほどの最賃に関する報告について、質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

労働者委員

効力の発生が4月23日、これで確定ということですね。

海事振興部次長

そうです。

部会長

よろしいでしょうか。

ほか、ないでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

部会長

ないようでしたら、議題(3)、その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員の方、いかがですか。

(公益委員なし)

部会長

労働者委員の方、いかがですか。

労働者委員

後で説明があると思いますが、今日の資料についてです、令和7年3月11日、国土交通省海事局の船舶法施行細則の一部改正について、省令改正を前提としたパブリックコメントの意見公募を開始しております。

当該省令改正の背景として、1番の背景の後段にありますように、事業者の予見可能性を高める観点からとして、一定期間内の不開港場寄港または沿岸輸送を一括して特許申請できることや、国交大臣が必要ないと認めるとき、地方運輸局長などを経由した申請を不要とするなど、特許に関わる申請手続の合理化などを図る改正を行うとしているかのような意見募集に見えます。

しかしながら、事業者に予見可能性を高める観点からといった抽象的かつ具体的に欠ける事柄を前提に示していることや、一括申請や地方運輸局長を経由しない申請の基準などについて、適用する対象や理由が何ら示されていません。このような不明確な省令改正は到底容認することはできません。

一方で、令和6年1月、北海道と札幌が連名で「GX金融・資産運用特区提案書」において、海上風力発電の設置・保守に関わる外国籍船の船舶の活用と称するカボタージュ規制の緩和及び外国人船員などが乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和と称する、外国人船員に関わる60日ルール緩和を含む提案が内閣府へ提出されています。

これを受け、政府内で規制緩和の検討が進められ、令和6年6月4日付けで金融庁が公表した「金融・資産運用特区実現パッケージ」や、令和6年6月21日付けで閣議決定された「規制改革実施計画」において、洋上風力発電設備の設置・保守に関わる外国籍船の利用及び外国人人材の活用として、当該設備の設置・保守に関する輸送の内容が明らかになった時点で、日本籍船のみでの対応が困難である場合に当該設備の設置・保守に関する複数の輸送に対して、あらかじめ特許を付与することによって事業者の予見可能性を高める観点からとして、令和6年度中に必要な省令改正を行うとされています。

このような経過を踏まえれば、今回の船舶法の施行細則の一部改正する省令改正は、閣議決定された「規制改革実施計画」で示された洋上風力発電設備の設置・保守に関わる外国籍船の利用及び外国人人材の活用に関する特許申請を迅速に許可するための省令改正であるといえます。このように自治体や特定企業の営利目的や商行為だけに耳を傾け、我が国の主権を守れない省令改正、すなわちカボタージュ規制の緩和を行えば、近い将来、我が国海運業の衰退を招き、人件費の安い諸外国の

参入により、我が国海運業が淘汰されるおそれがあること、また、船舶法第3条や海洋基本計画で定めるカボタージュ規制に反する行為であり、絶対反対であることをこの場を借りて表明しておきたいと思えます。

これだけを見ると、何をやろうとしているのか全く見えませんが、それ以前に、外国籍船で、外国人の乗組員で風力建設とか保守点検に当たる、人員輸送は、旅客船輸送という扱いになるのですが、そういった外国籍船が国内輸送を行うとすることに寄り添う船舶法の施行細則の一部改正ではないのか、そういったことは労働組合として認めることはできないし、我々は断固反対という立場で述べさせていただきました。ぜひとも議事録に残してください。

海事振興部次長

今のご発言は、ご意見ということによろしいですか。

労働者委員

看過できないものなので、ご意見で載せていただければ幸いです。

海事振興部次長

承知いたしました。

労働者委員

これだけ読んでも、何の改正するのかさっぱり分かりませんね。

部会長

何となく不開港があるよというところを使いやすくするのかなという感じで最初に見てしまいますけど、今のご説明を聞くと、風力発電の問題に関わってくるのかというのは、びっくりしました。

労働者委員

本来は日本籍船で、日本人船員で国内輸送を行わないといけない問題に、事業者の予見可能性を高めることを理由に、いろんな問題が起こった場合に、外国籍船で外国人乗せても対応できるようにまずもって準備しときましょう、それしか多分無いと思えますけど、そういった話にも取られかねない法改正になっているのかなと思います。

労働者委員

今の論議のとおり、このパブリックコメントだけ見ると、あくまでも手続の簡素化とか、そういうふうに取り出れるのですが、ただ、それをちょっと深掘りしていくと、北海道の申請に基づく閣議決定を受けてのパブリックコメントを読み解い

ていくと、これは完全にカボタージュ規制に穴を開けることになってきますので。

とはいえ、国交省の立場としては、今まで海事局長があらゆるところで発言していると思うけど、カボタージュ規制は堅持という考え方だと思っていたのですが、これは国土交通省が考え方を変えてきたという理解でいいですか。

#### 海事振興部次長

いえ、このパブリックコメントがされるに当たって、原課に少し情報も聞きに行ったのですが、特にこれの背景とか、そういったことも説明がなかったようです。確かに、3月13日付けの海事新聞でも、洋上風力発電作業船と関連した案件かという記事もございましたが、このパブコメだけを見て、姿勢を変えたかどうか等、地方局の方では分かりません。

#### 部会長

何となく、不開港に入りたいのだったら、ちゃんと手続を取ればいいんじゃないのと確かに思います。それを緩和する背景があるとすると、もうちょっとちゃんと説明されるほうがよろしいのかと思うところです。

#### 労働者委員

あくまでパブリックコメントなので、パブリックコメントに対する賛成なのか反対なのか、募集、公募に対して答えるしかないのかなとは思っていますけど、ちょっと考え方がおかしいとなってしまうと思うのです。国交省として。国交省がカボタージュ規制堅持は海洋基本法でも記述しているとおりのので、ぜひとも国交省が守っていただきたいという思いでお話しさせていただきました。お願いします。

#### 労働者委員

これは議事録にぜひ残していただきたいので、もう一回発言させていただきます。この間のパブリックコメントの内容を見ていきますと、深掘りすると、カボタージュ規制がないがしろになっていくおそれがありますので、このパブリックコメントの内容、改正案、省令案につきましては、大反対という形で議事録に残していただければと思います。

以上です。

#### 部会長

議事録には、そのように残るというところでよろしいですね。

#### 海事振興部次長

承知いたしました。

部会長

洋上風力発電のこの問題で、その前に、最初から船が足りなくなるというか、船員さんが足りなくなるみたいなことを言われているんですか。言われてないですか。

労働者委員

言われています。乗る人もいないかもしれないですね。

部会長

ああ。

労働者委員

結構、風の強い、波の高いところが作業現場であるのは事実でしょうから、なかなかちょっとそこで働くのは大変です。また、使用する船舶が外国籍船で、日本商社が株式を51%企業取得し、共同経営の中で、どこが主体で誰が責任を取るかわからないところで働いて、よもやすると外国人さんと共同で働いてなんてことが募集の段階で分かった時点で、日本人はそういうところで働くのか、確実性のないところにはなってくるのかなと思うのです。募集しても集まらないんじゃないのかなと。

部会長

なるほど。

労働者委員

1つの大きな事業するとき、あらゆることを想像して対応するのは大事だと思います。その中で、このたびの対応は、法律が設立された経緯、意味を無視した安易な考えであり、間違っているのではないかと思います。

安定的に事業を継続することを考えるなら、まず、日本籍船・日本人船員を確保することを第一に考えるべきで、いきなり法律を緩和する考えは違うと思います。

部会長

ほか、よろしいでしょうか。

使用者委員の方、いかがですか。

(使用者委員なし)

部会長

行政は、いかがでしょうか。

## 海事振興部次長

神戸船員部会第200回から203回の開催日程案をお配りしております。メールでも事前にご照会させていただいておりましたが、5月から8月までの船員部会の開催日程案として、このような結果に取りまとまっております。これまで毎月第4金曜日を基本にしておりましたが、5月・7月は第4木曜日の午前中、6月だけが第3木曜日となっております。

事前にご案内させていただいていました日程案へのご回答としては、この案で、各月とも開催要件を満たすご出席をいただける結果となっております。もし予定変更などで、その後、ご欠席が見込まれる日が増えたようなことがあるようでしたら、この場でおっしゃっていただけますでしょうか。

今のところ、事前にお配りしていた内容で、既に欠席というご意見も聞いておりますが、その後、ご変更等はよろしいでしょうか。

南委員と浦委員もよろしいでしょうか。

## 労働者委員

はい、結構です。

## 使用者委員

はい、大丈夫です。私、事前に6月19日だけは欠席させていただきますので、お願いします。

## 海事振興部次長

はい、伺っております。

では、現時点では多数の委員様のご都合がよろしいようですので、この案で5月以降やってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、メールでもう一点ご連絡させていただいておりましたとおり、異動等で委員の皆様との交代等の動きはございませんでしょうか。任命手続には約2か月を要しますので、もし急な動きがありそうでしたら、なるべく早めに事務局にご一報を頂きたいと思いますので、引き続き、ご協力の方よろしく願いいたします。

続いて、船員部会資料を簡単にご説明させていただきます。

現在募集中のパブコメは、「船舶法施行細則の一部を改正する省令案について」となっております。先ほど和田委員から詳しいお話が出た後ですが、これの概要としましては、外国籍船が日本の不開港へ寄港すること、または日本国内の各港間で物品や旅客の輸送することが禁止されているという原則がありますが、条約や法令に別段の定めがある場合や海難等の事情がある場合は、国土交通大臣の事前の特許を受けている場合が例外となっております。今回の省令案は、その事前の特許の取扱いに関して意見を求める内容となっております。

本省プレスリリースは、中・長距離フェリー等のトラック輸送に係る、令和6年

10月から12月における積載率動向についてのアンケート結果で、これは定例的に公表されている内容です。

当運輸監理部のプレスリリースは2件おつけしております。1件目は、造船・船用工業メーカー4社協力の下、出前授業を実施したという内容になっております。神戸運輸監理部職員による海事産業や船員に関する講義や、造船・船用メーカー4社にも講演をいただくなどして、より内容の濃いものになりました。

2件目は、兵庫県内の工業高校の教員を、18名を対象に無線技術を紹介するセミナーを実施したものです。県内の船用無線機器メーカーの事業者の展示室を見学させていただき、電波・無線通信の周波数による違いや商船に関する講義なども行っていただきました。

そのほかは、毎回同様、主なスクラップ記事と1月の内航海運輸送動向、2月の月例経済報告をおつけしております。

このクリップ留めとは別にもう一枚おつけしております。こちらは、監理部の本庁舎と姫路海事事務所において、4月から、お昼休みの12時から13時までの間は電話対応を原則休止いたしまして、音声ガイダンスを流す運用を開始することについてのお知らせでございます。委員の皆様におかれまして、お電話により急なご連絡等を頂くこともあるかもしれませんが、この時間帯につきましては、ご配慮いただけますと幸いです。

長くなりましたが、事務局からは以上です。

部会長

ただいま、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様から、ご意見等がありましたら、お願いします。

海上交通システム研究会では大活躍のご様子ですね。お疲れさまでございます。特にございませんか。

(なし)

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

瀧部会長、議事進行をありがとうございました。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。

次回の船員部会は、4月24日木曜日の15時半から、この場所で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

では、本日もありがとうございました。